

呉市教育委員会会議録
(平成30年10月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成30年10月26日定例会

- 1 開催日時 平成30年10月26日(金) 13:30開会
14:58閉会
- 2 開催場所 851会議室(呉市役所8階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部参事補 細本 裕一
教育総務課長 大森 和雄
学校施設課長 福田 伸雄
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 栩田 隆志
文化振興課長 多田 博
教育総務課主査 中岡 博信
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
- (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第27号 寄附受納について
 - (4) 報告第28号 学校における働き方改革取組方針(平成30年度~平成32年度)について
 - (5) 教議第37号 呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 教議第38号 呉市青年の家条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 教議第39号 呉市野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - (8) 教議第40号 呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - (9) 教議第41号 臨時代理の承認について(教職員人事)
 - (10) 教議第42号 臨時代理の承認について(教職員人事)

(13:30)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、船尾委員・香川委員をお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

中 岡 主 査 (平成30年9月27日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第5から日程第8については議会に諮る案件のため非公開に、また、日程第9及び日程第10については人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第27号 寄附受納について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第27号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

福 田 課 長 それでは、報告第27号「寄附受納について」を御説明いたします。
資料の1ページをお開き下さい。

この度、スチール家具などの製造・販売会社である株式会社オカムラ様より、7月の豪雨災害で被害のあった学校に対し、教職員が使用する机椅子及び応接セットの寄附の申し出がありました。

このため、床上浸水した学校である安浦小学校、安浦中学校及び音戸小学校に対して寄附の申し出を説明し、安浦小学校及び安浦中学校で寄附を受けることとしたものです。

この度の寄附につきましては、校長及び教頭用の机椅子などであります。

これは、前回の9月定例教育委員会報告第25号で報告しました、安浦小・中学校への机及び椅子が、校長及び教頭以外の教職員への寄附であったためです。

寄附の内訳は、安浦小学校に両袖机及び事務用チェアを3組、校長室の応接セット一式、安浦中学校に両袖机及び事務用チェアを1組の計170万9,682円相当の物品の寄附でございます。

資料下段に安浦小中学校への納入後の写真を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第27号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 今回、音戸小学校は寄附を受けていないということですが、何か理由があるのでしょうか。

福田課長 音戸小学校は床上浸水が10cm程度でございましたので、机などスチール製のもののは傷みが無く、引き続き利用できるということで、寄附を受けなかったということです。

船尾委員 はい、わかりました。

教育長 ほかに御発言はありますか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第28号 学校における働き方改革取組方針（平成30年度～平成32年度）について

教育長 次に、日程第4の報告第28号「学校における働き方改革取組方針（平成30年度～平成32年度）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高橋課長 それでは、報告第28号「学校における働き方改革取組方針について」を報告いたします。

5ページの1の策定の趣旨を御覧ください。

2段落目の最後の行の所になりますが、文部科学省がまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策」などの中で、教育委員会は所管する学校に対する時間外勤務の削減に向けた業務改善方針や計画を策定することが必要であるとされています。それを受け、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、呉市立学校における働き方改革を推進するため、この度、取組方針を策定いたしました。

次に、2の現状と課題を御覧ください。

平成28年及び平成29年の9月に、呉市立小・中・高等学校に在籍している全ての常勤の教職員を対象として、アンケート調査を実施しました。その結果、最後の段落の部分になりますが、働きやすい職場環境に関する項目については、肯定的な回答の割合が8割台であるなど、一定の成果が見られたものの、児童生徒と向き合う時間や、直接関わる時間の確保については、肯定的な回答の割合が5割台であるなどの、課題が見られています。

6ページの3の目標・成果指標を御覧ください。

この取組方針では、2つの目標を設定しております。「(1)児童生徒と向き合う時間の確保」については、児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合を、平成32年度末には80%以上とすることを成果指標としております。

「(2)長時間勤務の縮減」については、時間外勤務が月80時間を超える教職員の数を、平成32年度末には0人とすることを成果指標としております。

7ページの4の取組を御覧ください。

目標を達成するため、こちらに示しております4つの視点を柱として、具体的な取組を推進してまいります。

「(1)学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」につきましては、アにありますように、引き続き、市費で、教育推進加配講師、小中一貫教育推進加配講師、特別支援学級指導員等を配置することや、イの校務支援システム

等のICT機器を活用した業務の効率化などを推進してまいります。

8ページを御覧ください。

「(2)部活動指導に係る教員の負担軽減」につきましては、アにありますように、運動部活動の方針や文化部活動の方針を策定し、方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図ることや、イにありますように、専門的な技術指導ができる外部指導者を活用することなどを進めてまいります。

「(3)学校における組織マネジメントの確立」につきましては、アにありますように、業務改善や教職員の働き方に関する項目を学校経営計画に設定し、PDCAサイクルに基づく業務の改善、削減を全校で進めるなどいたします。

9ページを御覧ください。

「(4)教職員の働き方に対する意識の醸成」につきましては、アにありますように、9月に各学校に導入した入退校システムにより、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行うことや、イの部活動休養日と併せた定時退校日を設定するといった取組を進めてまいります。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第28号「学校における働き方改革取組方針（平成30年度～平成32年度）について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 資料10ページに、教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施とありますが、これは、外部からの講師を招いたりするような研修も実施するのですか。

高 橋 課 長 校内研修の充実というのは、各学校が働き方改革を進めていく中で、どのような形で業務改善を進めていくのか、研修の充実を図っていくよう校長会でも話をしております。呉市教育委員会が主催する研修につきましては、まだ具体的に決定しているものではございませんが、研修の項目や視点の1つに働き方改革についても入れ込みながら、市全体としてもそのような研修を実施していきたいと考えております。

森 尾 委 員 具体的に進めていっているということですね。ぜひ、管理職が聞く耳を持つような指導をしていただければと思います。というのも、優秀な社員を大都市での研修に行かせるのですが、研修後は燃えて帰ってきても、中間層がそれを聞き取ることができない、聞く耳を持っていないということが実際あったりするものですから、このあたりを考慮しながら、研修を実施していただきたいです。

高 橋 課 長 今の意見を考慮しながら、研修をしっかりと進めていきたいと思っております。それから今、感触として掴んでいる部分で申しますと、9月から、入校・退校の時間ははっきりわかる新システムを導入したところ、9月は急激に時間外勤務が減っており、はっきり数字として見えることで、職員も管理職も意識してきていることはあります。

船 尾 委 員 まず1点目ですが、大きな柱として、時間外勤務の削減があると思っております。これまで、教員はなるべく効率よく業務をするようにしているとは思いますが、努力をしても、今の現状になっているように思いますし、さらに、児童生徒と向き合う時間をさらに確保することは、非常に難しいのではないかと想像します。研修や上司の意見を踏まえながら、計画を作成するなど、組織の改革も含め、しっかりとやっていただきたいと思っております。

2点目ですが、部活動指導について、外部指導者の活用を推進するとあります。これまでは、顧問の先生が、部活の中でコミュニケーションを図りながら、生徒も成長していくこともあったかと思えます。外部指導者を過剰に活用してしまうと、逆に、そのような良さが失われる可能性もあるかと思われまので、外部指導者の選定や、指導方法をしっかりしていただきたいと思えます。

高橋課長 1点目ですが、委員さんも御心配されるとおり、先進地視察において、新システムを導入し、教師の業務を2時間削減したが、その空いた2時間に違う業務を入れてしまったという、意識の醸成が難しいといった話も聞きました。

組織全体での役割分担や、数値的な目標の見える化などを、少しずつですが、しっかりとやっていきたいと思えます。

棚田課長 外部指導者につきましては、地域の人材の中から、人間性、指導力などを総合的に判断し、校長が決定しております。委員さんからの御意見も踏まえ、教育委員会からも助言できるところはやっていきたいと思えます。

船尾委員 私もPTAに関わっていた頃、生徒も保護者も優秀な外部指導者に目を向けがちになり、顧問の先生が蔑ろにされてしまう場面もありました。ですので、そのような弊害がないよう、注意していただきたいと思えます。

棚田課長 そのようなことがないよう、人材の見極めや、学校と指導者の間で信頼関係を構築しながら指導を進めていくよう、こちらからも助言していきたいと思えます。

船尾委員 よろしくをお願いします。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

佐々木委員 数年来、学校現場の職場の改善は言われていますが、未だに、先生が仕事を家に持ち帰るといった話もよく聞きます。時間外勤務など、組織的な管理は必要だと思えますが、同じように、教師の負担に対する評価も必要だと思えます。

また、教師がよく言っているような悩みや事案が、このアンケートだけでは伝わってこないものがあります。

7ページの、市費による教職員の配置は、期待をするところです。

それから、部活動の外部指導者の遠征費用については、どうなのでしょう。

あと、入退校システムの新・旧の違いを、簡単に説明していただければと思えます。

高橋課長 まず、持ち帰りの業務については、アンケートの中では、少しずつ減少はしてきておりますが、この取組みを続ける中で、さらに減少していけるよう考えております。また、そういった業務への声かけや評価を校長がしっかり声に出していくように、校長会などで話していきたいと思っております。

アンケートについては、実際のアンケートはもっと細かく取っておりますが、はっきり分かるような記載方法については、今後検討してまいります。

教職員の配置については、引き続きやっていきたいと思えます。

システムの違いについては、旧システムは、学校の出入りの時間は記録できておりましたが、時間外勤務については自分たちで計算する方法でした。新システムでは、学校に入ってボタンを押すと、そこから勤務時間となり、朝の勤務が始まる時間も時間外勤務に自動計算され、グラフで見ることができ、月の途中で、自分がどれだけ時間外勤務をしているかが、わかるようになっております。

管理職も数字を把握できますので、一斉定時退庁日を増やすなどの取組みができるなど、データ化が速いことが特徴です。

棚田課長 外部指導者につきましては、ボランティアとして来ていただいております。報償費は支出しておりません。

佐々木委員 ボランティアだとやらないといった声も聞いたりしますので、そのあたりは課題かなと思います。

小川部長 逆にボランティアの方が受けやすいといった声もありますので、状況を把握しながら、今後検討していきたいと思います。

香川委員 高校でも、平日は顧問で、土日だけ外部指導者が来て指導をするといった話もあり、少し中途半端な感じがします。

佐々木委員 教職員の配置にも繋がっていくのですが、とある種目の部活をやりたい先生ができず、やりたくない先生がしなくてはいけないといった実態がありますので、難しいとは思いますが、配置の際に多少の考慮があればと思います。

教育長 それは、採用時からの問題になります。あくまで採用は教科になりますので、部活動だけの配置は難しい問題ですね。

部活動や教科など、様々な問題がある中で、働き方改革をしていかななくてはならないのですが、学校訪問をしている中で、業務改善がうまくいっている事例がありました。それは、夏休みが終わった後の作品展を、今年廃止した学校がありました。大丈夫なのかと聞いたところ、前年度のPTAとの話し合いの中で、これはやらなくてもいいのではという意見があり、今年から廃止した行事がいくつかあったそうです。学校側が一方的に行事を廃止するのではなく、保護者や地域の理解がある上で、効率の良い行事だけをしていこうということは、ひとつヒントになるかと思います。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(14:06)

教議第37号 呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

教議第38号 呉市青年の家条例の一部を改正する条例の制定について

教議第39号 呉市野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

教育長 次に、日程第5の教議第37号「呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第7の教議第39号「呉市野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について」までの議題については、関連した内容のため、3件を一括して事務局の説明を求めます。

大森課長 それでは、教議第37号「呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」から教議第39号「呉市野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について」まで3件については関連した内容のため、一括して御説明いたします。

本3件につきましては、いずれも、広島法務局による地番の変更に伴い、関係

する学校及び社会教育施設の位置の標記を変更するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長に意見を申し出るため、この条例案を提出するものです。

代表して教議第37号で内容を御説明しますので、資料の12ページをお願いいたします。

1の改正の趣旨は3件に共通するものですが、同じ大字の中で、宅地や農耕地等の耕地にある地番（耕地番）と、山林や原野等の山間地にある地番（山地番）が重複しているものを解消するために、広島法務局が行った地番変更に伴いまして、この変更が関係する学校や社会教育施設の位置の表記を変更するものです。

2の改正の内容ですが、教議第37号につきましては、呉市立郷原中学校の位置に関する表記の一部を「1706番地」から「11706番地の2」に、資料14ページの教議第38号につきましては、呉市大空山青年の家の位置に関する表記の一部を「25番地」から「20025番地」に、資料16ページの教議第39号につきましては、呉市野外活動センター（つつじが丘キャンプ場）の位置に関する表記の一部を「山の神598番地」から「山ノ神10598番地の1」に変更するものです。

3の施行期日につきましては、いずれも、公布の日からとしております。

本日の定例教育委員会にお諮りし、可決いただいた後に、市長部局に対し、条例改正の依頼を行う流れとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第37号「呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第7の教議第39号「呉市野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について」までの3件について説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本3件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本3件は原案どおり決めます。

教議第40号 呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の制定について

教 育 長 次に、日程第8の教議第40号「呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

多 田 課 長 それでは、教議第40号「呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、御説明させていただきます。

議案資料で説明させていただきますので、資料21ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨ですが、国の重要伝統的建造物群保存地区である豊町御手洗地区にある旧金子家住宅につきましては、平成26年度から保存修理事業を進めてまいりましたが、今年度をもって完了し、平成31年度からの供用開始を予定しております。つきましては、この旧金子家住宅を呉市御手洗地区文化施設として新たに設置するとともに、一般公開等に向けて使用料の額を定めるものでござ

います。

次に、2の改正の内容についてでございます。

(1)の旧金子家住宅につきましては、新たに入館料及び施設使用料を設定してまいります。使用料の額につきましては、19ページの新旧対照表の右側、改正後の表になりますが、別表第1の入館料「旧金子家住宅」の欄の太枠を御覧いただければと思います。入館料は、一般・個人は200円、団体は160円といたします。高校生、小・中学生につきましても表のとおり設定してまいります。

また、施設使用料につきましては、20ページの別表第2にございますとおり、1回につき5,000円としております。

なお、1回あたりの使用時間は5時間以内とし、それを超えるものにつきましては、1時間ごとに1,000円の超過料金をいただきます。

また、江戸みなとまち展示館及び乙女座につきましては、江戸みなとまち展示館の入館料の額を改定いたします。

改定の内容につきましては、19ページの新旧対照表の左側、改正前の表になりますが、別表の入館料「江戸みなとまち展示館及び乙女座」の欄を御覧ください。これまで、乙女座と江戸みなとまち展示館は、2館共通で入館料を一般・個人200円、団体160円、高校生、小・中学生は表のとおりといたしておりましたが、改正後は右側の表のとおり、乙女座のみを有料施設（入館料変更なし）とし、江戸みなとまち展示館につきましては、展示資料等を自由に見ていただくことができる無料の施設にしていきたいと思います。

資料21ページに戻っていただきまして、3の使用料の設定についてでございますが、使用料の額の設定につきましては、使用料原価を算定した上で、県内他都市の状況や市内の類似施設とのバランスを考慮した上で設定させていただいております。

また、使用料以外の条例改正の内容につきましては、17ページの新旧対照表の右側、改正後の欄に太枠、下線で記載しております。第1条で旧金子家住宅を新たに設置するほか、第4条で使用の許可について定め、第5条から第9条におきまして、施設使用料の納付、施設使用料の還付、使用許可の制限、使用許可の取消し及び原状回復に関する事項について所用の改正を行うものでございます。

資料21ページ、4の施行期日でございますが、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、別途、規則で定める日としております。

なお、6の施設概要等といたしまして、旧金子家住宅の概要、位置図、平面図を記載しておりますので、参考としていただければと思います。

また、今後の予定でございますが、本条例改正案につきましては、教育委員会会議での承認をいただいた後、12月議会に上程し、議決を得る予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の教議第40号「呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 旧金子家住宅の利用は、お茶席での利用を考えられていると思いますが、食事を伴う会合などでも利用は可能でしょうか。

多 田 課 長 開所時間などの使用の詳細については、今後、規則で定めていく予定です。飲食を含め検討していきますが、旧金子家住宅は江戸時代に建てられた、茶室を含めた貴重な建物でもありますので、基本的には茶会や茶事による利用が中心になるかと思えます。

船 尾 委 員 以前に2回ほど旧金子家住宅を見学させていただき、すごく感動しまして、呉の皆様にも早く公開していただければと思っておりました。見学時に、京都の宮大工が色々な説明をしてくれて、非常に良かったです。やはり、説明を聞きながらゆっくり見てまわるといいと思いますし、それが充実していけば、さらに口コミで広がったりという効果もあると思います。

多 田 課 長 建物の魅力、さらには御手洗地区全体の魅力を、来訪者にしっかり伝えていきたいと考えております。説明が有ると無しとでは、やはり違うと思いますので、どのような形で説明できるか、人の配置も含め、しっかり意識して検討していきたいと思えます。

香 川 委 員 私も見学させていただき、説明を受けてすごく感動しました。魅力が伝わればいいなと思えます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教 育 長 それでは、ここでいったん定例会を中断させていただいて、先にトピックスの説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは、これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。
(14:43)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(14:58)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 船 尾 慎)

(委 員 香 川 治 子)

(平成30年10月26日定例会)